

鉱害防止施策の実施状況と 準備金制度の見直しについて

平成31年2月28日

産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付

1. 鉱害防止事業の概要



松尾鉱山から流出した汚染水
松川と北上川の合流点
(1974年(昭和49年)当時)

金属鉱業等の鉱山では、他の一般産業公害と異なり、事業活動の終了後においてもカドミウム、砒素等の重金属を含む排水（坑廃水）が、「坑口」や、採掘した鉱物で品位が低いものなど不要物を集積する「集積場」から流出し、下流河川の水質汚染や農用地汚染をもたらす。

このため、発生源対策や坑廃水処理対策による鉱害防止事業の継続的な実施が必要不可欠。

◆ 鉱害防止工事（発生源対策）

1) 坑廃水の流出を削減するための工事

- ・ 坑道の坑口閉塞工事（坑水が出る坑口を閉める工事）
- ・ 集積場の山腹水路設置（集積場に雨水等が入らないように水路を整備する工事）、覆土植栽（集積場に雨水が浸透しないように盛土、植栽する工事）等

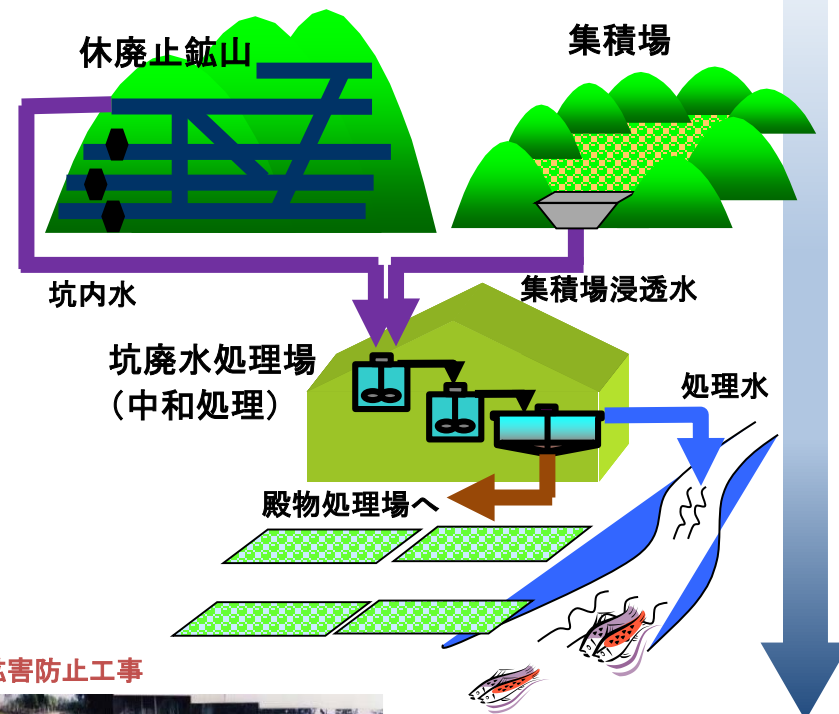
2) 集積場の流出防止工事

- ・ かん止提（集積物崩壊・流出の防止のために設ける堤状の構築物）、擁壁（集積物の流出留め壁）の設置等

◆ 坑廃水処理対策

発生源対策を行っても坑廃水が止められない場合は、坑廃水処理を実施

- ・ 坑廃水の中和処理（PH調整、含有重金属を除去）



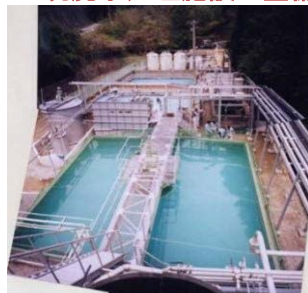
【鉱害防止工事の例】

坑道耐圧密閉



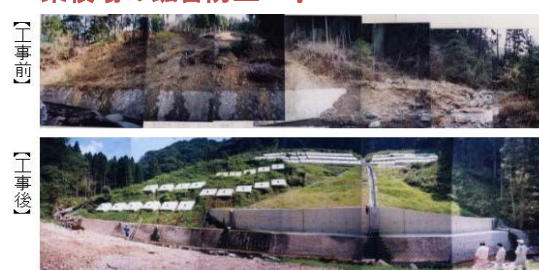
高旭鉱山(山形県)

坑廃水処理施設の整備



中河内(福岡県)

集積場の鉱害防止工事



金井星野(きんせいほしの)(福岡県)



現在の松川と北上川の合流点

2. 鉱害防止事業の分類と支援措置

財政措置による支援

制度による支援

稼行鉱山

義務者存在休廃止鉱山

義務者不存在休廃止鉱山

鉱害防止積立金の積立
(積立時の税制優遇措置)

鉱害防止積立金
【特措法第7条】

取り戻し

発生源対策

政策融資(鉱害防止工事分)

政策融資(坑廃水処理分)

自己汚染分
坑廃水処理対策

鉱害防止事業基金への拠出
(拠出時の税制優遇措置)

鉱害防止事業基金
【特措法第12条第2項】

自然汚染
・他者汚染分

政策融資(拠出金分)

鉱害防止補助金(自然汚染・他者汚染分)
(一般、特会)

国：3/4負担
地方公共団体：1/4負担

発生源対策

坑廃水処理対策

【実施者】
地方公共団体

鉱害防止補助金
(一般、特会)

国：3/4負担
地方公共団体：1/4負担

鉱害防止補助金
(一般、特会)

J
O
G
M
E
C

国

3. 義務者存在鉱山の鉱害防止対策に係る支援措置

鉱害防止事業は、P P P（Polluter-Pays Principle）の原則に則り、汚染原因者が事業を行うが、鉱害防止事業には多額の資金を要するため、その資金を調達することは、事業者にとっては必ずしも容易でない。このため国は各種措置により、事業者に対し、鉱害防止の確実かつ円滑な実施を支援している。

＜財政措置による支援＞

＜制度による支援＞

＜自然汚染分＞

- ・休廃止鉱山等鉱害防止補助金
- ・休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金

＜政策融資＞

- 鉅害防止資金融資
- 鉅害防止負擔金融資

鉍害防止事業
基金

鉱害防止積立金

(H30年度予算:百万円)

鉦 害 防 止 对 策	発生源対策		○		○
	坑廃水处理	○ (652)	○ (800)	○	○
	集積場管理		○		
	農用地対策		○ (0)		

4. 鉱害防止積立金制度

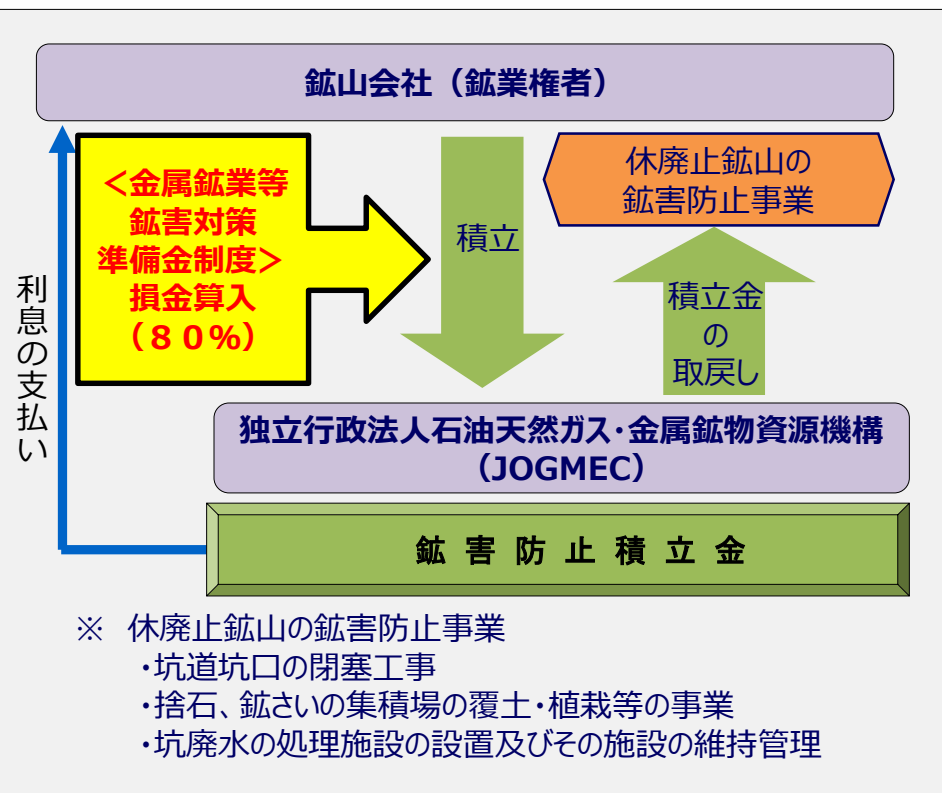
(1) 制度創設年度

昭和48年度

(2) 制度根拠

- ①金属鉱業等鉱害対策特別措置法 第7条
- ②JOGMEC機構法 第11条 第1項 第15号
- ③JOGMEC業務方法書（経産大臣認可）第3条 ㏍（2）

(3) 制度スキーム



(4) 累計積立額の推移

積立対象鉱山：101鉱山（62億円）

積立済鉱山：86鉱山 工事終了67鉱山：43億円

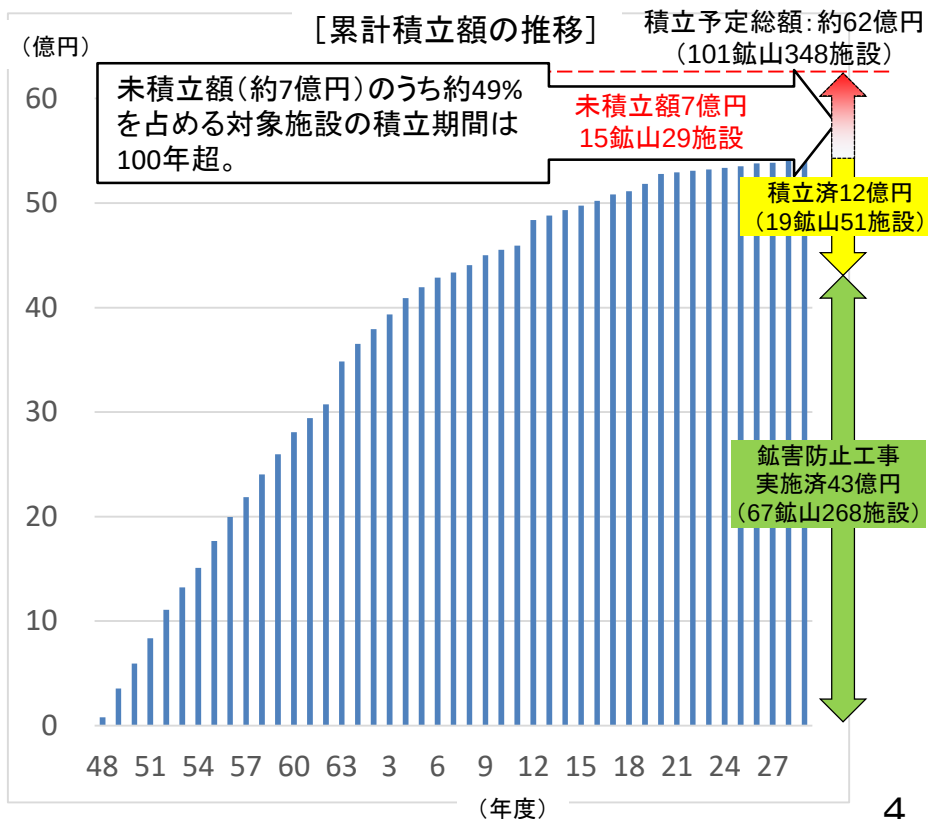
工事予定19鉱山：12億円

積立中鉱山：15鉱山 7億円

(5) 今後の見込み

現在積立中の鉱山で大幅な工事計画の変更を予定しているもの又は、直近に新規堆積場の建設予定はない。

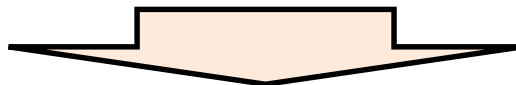
積立中鉱山には積立期間が長期のものが約半数あり、年度毎の積立額は鈍化傾向にある。



5. 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の見直しに係る検討

前回継続要求時の財務省の指摘

税額免除効果が小さい（平成29年度：減収見込額 約1百万円）ので、政策的意義（税による負担軽減効果）は終わっているのではないかと。残積立額：約7.4億円（平成29年度末時点）
「鉱害防止積立金」制度は法律（金属鉱業等鉱害対策特別措置法）で義務づけられている強制積立制度なので、税によるインセンティブも不要と判断する。



指摘を踏まえた対応

「鉱害防止工事を着実に進める上で必要な制度の見直しについて検討を行い、平成30年度中に中央鉱山保安協議会に諮るとともに、その結果を踏まえ、同準備金制度について、改めて、平成32年度税制改正要望において相談する。」

検討方針

○検討方針
現状に即した見直しを実施する。

【積立実績（平成29年度）】

・坑道坑口の閉塞工事	0 億円
・捨石、鉱さいの集積場の覆土・植栽等の事業	0.07億円
・坑廃水の処理施設の設置及びその施設の維持管理	0 億円

平成32年度直近で、新たに積立を開始する鉱山はないため、大幅な実績増の可能性はない。

検討の論点

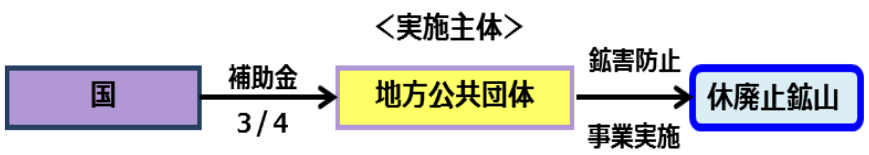
金属鉱山等の鉱害防止対策は鉱山の休止後も継続的な実施が必要であり、環境規制等への対応も不可欠であることから、鉱害防止施策における本税制の位置付けを整理するとともに、鉱害防止対策の着実かつ継続的な実施の観点から必要な施策について検討することを含め、見直しについて考える必要があるのではないかと。

【参考】休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

(概要) 地方公共団体又は鉱害防止義務者に対して補助金を交付し、休廃止鉱山に係る鉱害の発生を未然に防止する。
補助対象者により「義務者不存在分」、「義務者存在分」の2つに区分される。

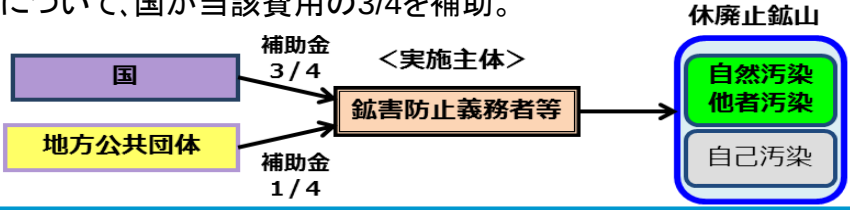
【義務者不存在分】

鉱害防止義務者が不存在又は無資力の鉱山を対象とし、地方公共団体が事業主体となって行う鉱害防止事業及び坑廃水処理事業等に要する費用について、国が当該費用の3/4を補助。

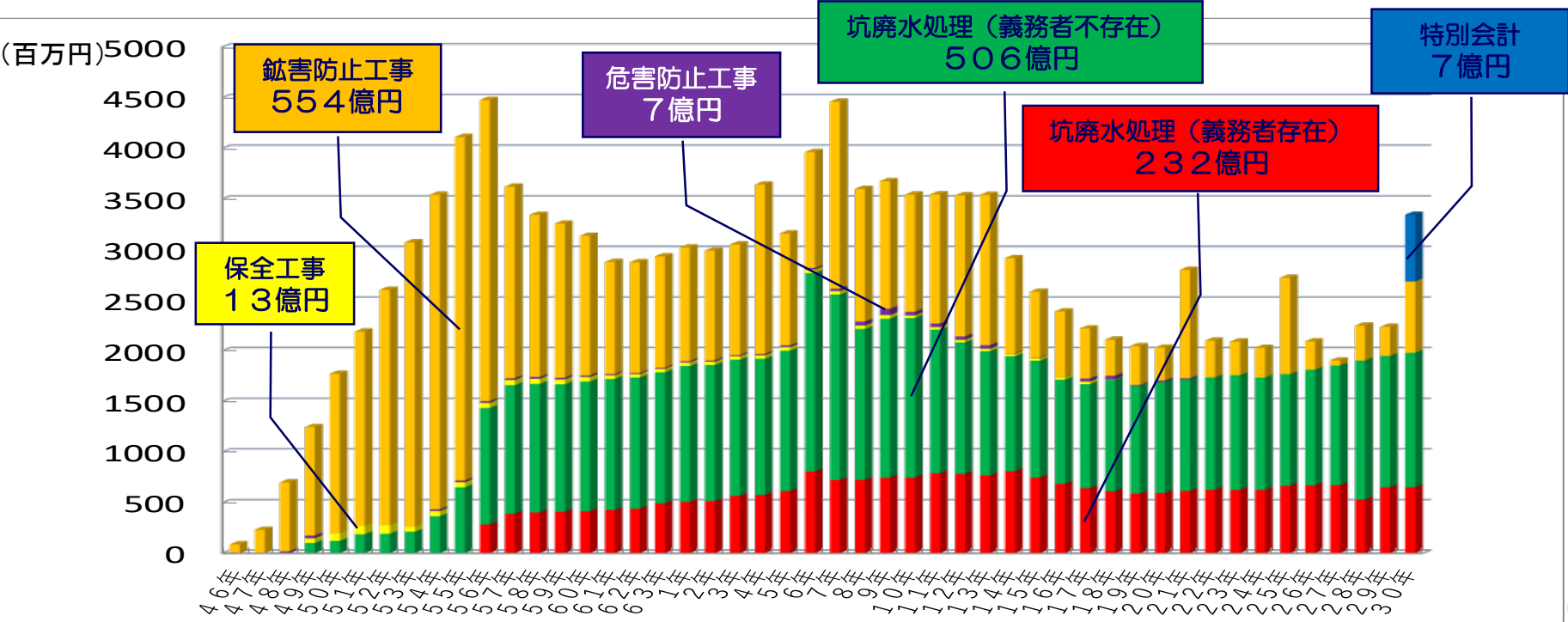


【義務者存在分】

鉱害防止義務者が存在する鉱山を対象とし、義務者が実施している坑廃水処理事業に要する費用のうち、義務者の鉱業活動に起因しない汚染分(自然汚染・他者汚染)に係る処理費用について、国が当該費用の3/4を補助。



(参考) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業の推移



鉱害防止融資制度

JOGMECが、鉱害防止義務者（鉱山会社など）に対し、必要な鉱害防止資金（鉱害の発生源対策、坑廃水処理、鉱害防止事業基金に拠出するための資金）及び鉱害負担金資金（土壌汚染が生じた農用地に対する鉱害防止事業に要する事業者負担金）の貸し付けを行う。

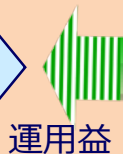


鉱害防止義務者（鉱山会社など）

（１）鉱害防止資金

↓ 鉱害防止事業
①発生源対策
②坑廃水処理
のための資金

休廃止鉱山の
鉱害防止事業



②のうち
鉱害防止事業基
金に拠出するた
めの資金

鉱害防止事業基金
（恒久的な坑廃水処
理資金の確保）

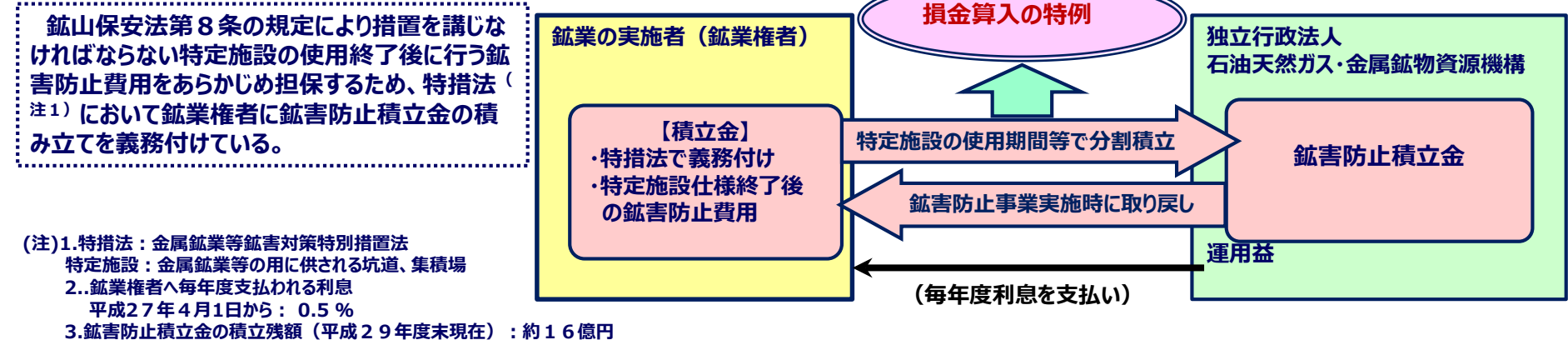
（２）鉱害負担金資金

↓ ③農用地土壌汚染対策へ
の公害防止事業者負担金
を支払うための資金

農用地等の土壌
改良事業

鉱害防止積立金制度・鉱害防止事業基金制度

(1) 鉱害防止積立金制度



(2) 鉱害防止事業基金制度

